

平成26年 第2回 青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時 平成26年2月17日(月)午後15時00分

2 閉会日時 平成26年2月17日(月)午後16時21分

3 会議開催の場所 教育研修センター4階 第2研修室

4 出席委員

佐藤秀樹
平出道雄
西村恵美子
佐藤克則
石澤千鶴子
月永良彦

5 事務局出席職員

教育部長	福井正樹
教育次長	成田聖明
教育次長	伴孝文
浪岡教育事務所長	平田公文成
参事 文化スポーツ振興課長	加藤文男
総務課長	八木澤透
社会教育課長	鳴海雄大
中央市民センター館長	今牧彦一
文化財課副参事	木村浩一
市民図書館長	田中聡子
学務課長	山谷尚史
学校給食課長	川邊真理子
指導課長	山谷明
浪岡教育事務所教育課長	須藤勉

6 会議に付議された案件

(1) 議事

- 議案第3号 青森市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 青森市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第6号 平成25年度一般会計補正予算について
- 議案第7号 平成26年度一般会計当初予算について
- 議案第8号 専決処分の報告について

(2) 報告

- (1) 寄附採納について
- (2) 平成25年度青森市文化賞・スポーツ賞受賞者について
- (3) 「アートでオン！」冬のねぶた音楽祭の開催について
- (4) 「平和の日」青森の集いの開催について
- (5) 青森市歴史文化基本構想「まほろば歴史の道」ネットワークについて
- (6) 沖館中学校における除雪作業中の事故について
- (7) 青森市小学校給食センター等整備運営事業について

- (8) 学校給食における食物アレルギー対応について
- (9) 青森市浪岡中央公民館改築工事の変更契約について

(3) その他

7 会議録署名委員

佐藤 克 則
月 永 良 彦

8 会議の概要

午後 15 時 00 分に委員長が開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項 7 のとおり指名する。

議案第 3 号から議案第 8 号を非公開の会議とすることを決定した。

事務局から 9 件の報告をし、平成 26 年第 3 回定例会の日程調整をした後、非公開の会議により議案第 3 号から議案第 8 号について審議し、原案のとおり決定し、閉会した。

9 会議の状況

(1) 報 告

委員長 それでは報告に入ります。はじめに寄附採納について事務局から御説明をお願いします。

総務課長から説明

総務課長 寄附採納について、御報告いたします。

はじめに、新入学児童に対する防犯笛「たすけっこ」の寄贈について御報告申し上げます。「たすけっこの会」様から児童を犯罪から守りたいとの御趣旨で、来年度小学校に入学する児童に対し、防犯笛 3,000 個の寄贈がございました。

「たすけっこの会」様からは毎年この時期に、市内の中学生や一般ボランティアの方々とともに作製した防犯笛「たすけっこ」を、新入学児童に対し御寄附いただいております。去る 2 月 14 日、市長、教育長同席のもと、目録贈呈式を行ったところでございます。

このたびの御厚意に対しまして、心から感謝いたしますとともに、御寄附いただいた防犯笛につきましても、新入学児童の登下校時の安全確保に役立てて参りたいと存じます。

次に、市民図書館に対する専門書の寄贈について御報告申し上げます。「公益社団法人青森法人会」様から、本市の教育の振興と市民の多様な学習活動の推進に役立てていただきたいとの御趣旨で、市民図書館に対しまして専門書 27 冊の寄贈がございました。

「青森法人会」様からは、社会貢献活動の取組みとして、毎年市民図書館に対し、図書の寄贈をいただいております。

去る 2 月 14 日、市長、教育長同席のもと、目録贈呈及び感謝状の授与式を行ったところでございます。このたびの御厚意に対しまして、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。

以上でございます。

委員長 ただ今の説明について、御意見、御質問ございますでしょうか。

月永委員長 今回は「たすけっこの会」、「青森法人会」様から御寄附をいただきましてありがたいと思っています。「たすけっこの会」につきましても 10 数年前の大阪教育大学附属池田小学校の事件がありましたことから、それをきっかけに小学生の子どもたちに防犯笛を配布するということになりました。今、中学生がこの笛を作ることに一生懸命手伝っています。また、お年寄りの方々にも手伝っていただき、小学校 1 年生の安全を守って欲しいという願いもあることから、大事に使わせていただきたいと思っております。「青森法人会」様からは 10 数年来、毎年図書の寄附をお願いしておりますが、普段では買えないような高価な本を図書館に備えさせていただくということから感謝の意を込めて、お礼申し上げたいと思っております。

西村委員 この本の寄贈に関して、「会計学大辞典」ほか専門書とありますが、この専門書には図書館の希望したものが含まれているのでしょうか。

市民図書館長 こちらで選書させていただきました。

西村委員 日常では購入できない本を寄附していただき、ありがたく思います。

平出委員 市民図書館の図書の量は大変多いと思いますが、収納のキャパシティはどのようになっているのでしょうか。

市民図書館長 今のところ大丈夫でございます。

委員長 ちなみに防犯笛はこれまでで使われた例はあるのでしょうか。

教育部長 4件ほど今まで使われています。

委員長 ありがとうございます。それでは、次に、平成25年度青森市文化賞・スポーツ賞受賞者について事務局から報告をお願いします。

文化スポーツ振興課長から説明

文化スポーツ振興課長 平成25年度青森市文化賞・スポーツ賞受賞者について、御報告申し上げます。

お手元の配付資料1を御覧ください。青森市文化賞・スポーツ賞は、文化部門における大会・コンクール等において特に優れた評価を受けた個人又は団体及びその指導者とスポーツ大会において優秀な成績を収めた個人又は団体及びその指導者に対し、その功績を称えることにより、文化・スポーツ活動の更なる推進を図ることを目的としております。

なお、文化指導者賞及びスポーツ指導者賞につきましては、指導者の意欲向上のみならず競技水準の更なる向上も図ることを目的に、今年度から新たに創設した制度でございます。

平成25年度につきましては、平成24年11月1日から平成25年10月31日までに開催された大会、コンクール等において入賞された方を対象とし、庁内のほか、市内小・中学校、高等学校、大学、また文化・スポーツ団体から御推薦いただき、受賞者を決定しております。

文化賞・スポーツ賞の表彰基準及び今年度の受賞者数については、文化部門では、国際規模の大会・コンクール等において優れた評価を受けた方に贈られる文化賞の対象者はございませんでしたが、全国規模の大会・コンクール等において入賞の評価を受けた方及び東北規模の大会・コンクール等で最高賞相当の評価を受けた方に贈られる文化奨励賞が15名4団体、全国規模の大会・コンクール等において最高賞相当の評価を受けた方の指導者に贈られる文化指導者賞が3名となっております。

また、スポーツ部門については、国際規模の大会において優秀な成績を収めた方に贈られるスポーツ賞が9名1団体、全国規模の大会において第3位以上の成績を収めた方及び東北規模の大会において優勝の成績を収めた方に贈られるスポーツ奨励賞が98名27団体、国際規模の大会において優秀な成績を収めた方及び全国規模の大会において優勝の成績を収めた方の指導者に贈られるスポーツ指導者賞が16名となっており、文化賞合計22件、スポーツ賞合計151件、計173件について表彰することといたしました。

表彰者名並びに受賞の対象となった功績につきましては、配布資料2並びに3の「青森市文化賞受賞者名簿」、「青森市スポーツ賞受賞者名簿」を御参照くださいますようお願いいたします。

表彰式につきましては、平成26年2月21日(金)午前10時より、ホテル青森において開催することとしております。

以上でございます。

委員長 ただ今の説明について、御意見、御質問ございますでしょうか。無いようですので、次に、「『アートでオン!』冬のねぶた音楽祭」の開催について、報告をお願いします。

文化スポーツ振興課長から説明

文化スポーツ振興課長 「『アートでオン!』冬のねぶた音楽祭」の開催について御報告いたします。

教育委員会では、アートで音楽のあるまちづくりの中心的組織「アートでオン！」とともに、「アートで音楽のあるまちづくり」の推進にむけ、ねぶた囃子の演奏や講演会とシンポジウムなどで構成する『「アートでオン！」冬のねぶた音楽祭』を開催することといたしました。

お手元の配付資料にありますように、「冬のねぶた音楽祭」は、平成26年3月9日(日)午後2時から、ねぶたの家「ワ・ラッセ」2階イベントホールにおいて、世界に誇る文化遺産「ねぶた」の新たな魅力や可能性を探ることを趣旨として、ねぶた囃子に焦点をあて、「冬のねぶた音楽祭」を開催するものでございます。

内容につきましては、青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、平川市、つがる市のねぶた・ねぶた囃子の演奏を披露していただき、そして、「創造都市の原点『ねぶた』」をテーマに、全国各地で芸術文化振興と結びつける活動を展開してこられました、加藤種男氏による基調講演、その後、加藤氏と市長、アートでオン！のメンバーによる「ねぶた」を通して青森の未来を語り合うシンポジウムを実施し、最後に、この冬のねぶた音楽祭にあわせ、ジャズ風アレンジしたねぶた囃子の演奏を行うこととしております。

委員の皆様には、是非、会場にお越しいただき、冬の季節に県内各地の独自の旋律を奏でるねぶた囃子を聴きながら、「アートで音楽のある青森」の実現に向けて、ともに青森の未来を考える時間を過ごしていただけたら幸いと存じます。

以上でございます。

委員長 ただ今の説明について、御意見、御質問等ございますでしょうか。無いようですので、次に、「平和の日」青森の集い開催について、報告をお願いします。

文化スポーツ振興課長から説明

文化スポーツ振興課長 「平和の日」青森の集いの開催について、御報告申し上げます。

お手元の配付資料を御覧ください。委員の皆様には、すでに御案内させていただいておりますが、教育委員会では、このたび、日本ペンクラブと「平和の日」青森の集い実行委員会の主催で、平成26年3月1日(土)午後1時から、リンクステーションホール青森において、第30回「平和の日」青森の集いを開催いたします。

この集いは、国際ペンクラブが3月3日を「平和の日」として決定し、毎年同一日に世界の各ペンクラブセンターで平和を希求するキャンペーンやイベントを催すというものであり、日本ペンクラブも、1985年から平和を希求する「平和の日の集い」を毎年3月に、全国各地で開催しております。

本市におきましては、市民が平和や文化の尊さを再認識する契機とするとともに、青森の文化や歴史を全国的に発信することを目的に、この集いの招致を行ったところであり、青森市教育委員会、青森市、青森県などを構成メンバーとする実行委員会により、第30回目の節目に当たる青森の集い開催に向けた準備を進めてきたところであります。

具体的な内容については、資料にありますように、「言の葉」、「いのち」、「こども」、「ふるさと」の4つのテーマごとに、日本ペンクラブ会長 浅田次郎氏をはじめ著名な8人の作家等による2人1組のリレートークを行うこととしております。

なお、この「平和の日」青森の集いを記念して、リンクステーションホール青森1階ロビーにおいて、開演前の12時10分より、日本ペンクラブとともに、どんぐりの木の記念植樹を行うこととしております。植樹したどんぐりの木は、雪が消えた頃に、小牧野遺跡に移植することとしております。

委員の皆様におかれましては、御多忙のこととは思いますが、「平和の日」青森の集いへの参加並びに周知方について、御協力いただけますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長 ただ今の報告につきまして、御意見、御質問等ございますか。無いようですので、次に、青森市歴史文化基本構想「まほろば歴史の道」ネットワークについて、報告をお願いします。

文化財課副参事から説明

文化財課副参事 青森市歴史文化基本構想「まほろば歴史の道」ネットワークについて、御報告申し上げます。

本構想は、これまで庁内での検討会議や幹事会での検討、また、文化庁が定めた『歴史文化基本構想 策定技術指針』を基に策定作業を進め、2月12日の庁議において決定したものであります。お手元の、A3横の概要版を御覧ください。

まず、「第1章 青森市歴史文化基本構想について」ですが、

- ・1つ目は、この構想を策定する目的を記載しており、本市に点在する歴史文化資源を有機的に結びつけながら、歴史に関する学習機会のより一層の充実と、歴史をテーマとした誘客促進を図り、歴史文化資源を総合的に保存・活用することを目的としております。

- ・2つ目は、構想の必要性和期待される効果について記載しており、地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く保存・活用するための総合的な指針として本構想を策定し、推進することにより、社会全体として文化財を保護するという気運醸成、文化財を核とした地域の魅力の増進、地域の活性化といった効果が期待されるものであります。

- ・3つ目は、構想の位置付けを記載しており、『青森市新総合計画 前期基本計画』に掲げる各施策の方向性を踏まえつつ、関連する各種計画との整合を図るとともに、国が推進している「歴史文化基本構想」として策定するものであります。

- ・4つ目は、構想の基本方針で『新総合計画 前期基本計画』の体系のうち、「観光の振興」、「文化・芸術の推進」、「広域・都市交通網の充実」の各施策の基本的方向をもって、本構想の基本方針としました。

- ・5つ目は、構想の計画期間を記載しており、『新総合計画 前期基本計画』と同じ、平成27年度までとし、『後期基本計画』策定時に見直しを行うこととしております。

「第2章 本市の歴史文化資源」では、文化財を適切に保存・活用するため、地域に存在する文化財等を総合的に把握する必要があることから、国指定文化財をはじめ、県指定文化財、市指定文化財、展示施設、民俗芸能保存団体、本市にゆかりのある人物や土地に関連する資料、及び中世城館跡について、一覧表を本編に掲載しておりますが、今後も文化財の把握に努め、資料の充実を図ることとしております。

「第3章 本市の関連文化財群」では、

- ・1つ目は、関連文化財群の概念を記載しており、地域の文化財や関連施設を対象に、歴史性や地域性など、相互に関連のある一定のまとまりを、「関連文化財群」として整理いたしました。

- ・2つ目は、本構想の関連文化財群について記載しており、中央上段の図のように、個々の構成文化財を相互につなぎ、さらに、これらの文化財を正しくかつ、わかりやすく伝えるための展示施設を「中核的施設」として位置付け、個々の構成文化財と有機的な関連性を持たせることとしております。

これにより、これまで、まとまりがない状態であった文化財について、一貫性のあるストーリーを構築し、本市の歴史文化の価値や魅力を見出そうとするものであります。

そして、中央の表で示しておりますが、市内にある文化財や関連施設を、その特徴、時代、地域的な分布状況などを、勘案し、「ねぶた祭りと民俗芸能」、「縄文遺跡」、「中世の里 浪岡」、「青森の歴史」をキーワードとした、4つのテーマの関連文化財群を設定したものであります。

- ・3つ目は、本構想の副題にもなっている、「まほろば歴史の道」ネットワークの概念について記載しております。

中央下段の図をご覧ください。「まほろば歴史の道」ネットワークとは、テーマごとにグループ化した、4つの関連文化財群ごとに、保存・活用を担う中核的施設を位置付け、この中核的施設とその他関連施設や構成文化財との有機的な活用・連携を図り、さらに、4つの関連文化財を各々、有機的に結びつけることにより、市の歴史や文化を物語る、文化財全体の多面的な活用につなげ、ハード・ソフト両面での取組みを推進するものであります。

この内、ねぶた祭りと民俗芸能に関する文化財群では「文化観光交流施設ワ・ラッセ」、中世の里 浪岡に関する文化財では「中世の館」が、それぞれ中核的施設として配置されているものの、「縄文」及び「青森の歴史」に関する文化財群については、中核的役割を担う展示施設が不足している状況にあることを示しております。

第4章は、「保存・活用計画と推進体制」ですが、保存・活用計画では、4つの項目を挙げており、構想本編では、それぞれの現状と課題を記載しておりますが、これらの課題に対する取組の内容として、

・ 1つ目の「歴史文化資源の適切な保存管理」では、

1つに、中央市民センターの民俗資料について文化財等収蔵庫への保管を検討する。

2つに、旧栄山小学校を新たな埋蔵文化財整理作業場として改修し、作業環境の改善を図るとともに、出土遺物の保管場所の確保を図る。

3つに、市史編さん室収集資料について文化財等収蔵庫への保管を検討する。

・ 2つ目の「本市の歴史文化の理解に必要な展示施設の整備」では、

1つに、旧稽古館資料や漁船関係資料、発掘調査で出土した遺物等の展示・活用を図るため、みちのく北方漁船博物館を取得後に改修し、「(仮称)あおもり 北のまほろば歴史館」として整備する。

2つに、小牧野遺跡を中心に、本市の縄文遺跡から出土した遺物の網羅的な展示を行い、小牧野遺跡及び縄文文化の価値を伝える場として旧野沢小学校を改修し、「(仮称)小牧野遺跡保護センター」を整備する。

3つに、これらの整備と併せて、各既存施設での展示状況を把握し、より効果的な公開が図られるよう、展示の配置計画を見直す。

・ 3つ目の「情報発信の充実と施設間の連携」では、

1つに、パンフレット及びインターネットなどの多様な情報媒体の活用やモデルコースの充実などを図る。

2つに、本市の主要な文化・観桜施設との連携を進めるとともに、施設間の共通チケット制の導入等を検討し、より効果的な情報発信と誘客活動を進める。

・ 4つ目の「公共交通等の利便性向上の推進」では、

1つに、鉄道及び路線バス、タクシーなどとの連携強化や、歴史文化資源を意識した運行コース等の設定について検討を進める。

2つに、運行コースの設定にあたっては、市全体の歴史文化資源や関連文化財群ごとのコースなど、ニーズを把握しながら検討する。

3つに、核施設における、バス等の時刻、タクシーの所要時間、それらに要する経費等の情報を把握し、市民や観光客のニーズに即した対応などの体勢の構築に努める。

以上が、保存・活用計画の取組内容になります。

また、5つ目に、只今説明した4つの各項目に対する取組みを推進していくための推進体制について、記載しております。

なお、本編の資料編には、検討会議設置要項や遺跡一覧表、アートスペース一覧表を掲載しております。

以上でございます。

委員長 ただ今の報告につきまして、御意見、御質問等ございますか。

西村委員 素晴らしい構想がまとまったと思います。これまで収集してきたものを整理し、それを保存し、提供するという一方で、それを多面的に活用するという一方で、早いうちに実現していただき、見てみたいと思います。そこまでの市民への関心を引くようにがんばって欲しいと思います。

委員長 他にありませんでしょうか。無いようですので、それでは、沖館中学校における除雪作業中の事故について事務局から報告をお願いします。

学務課長から説明

学務課長 沖館中学校における除雪作業中の事故について、御報告いたします。
お手元の配布資料を御覧ください。

平成25年12月24日、午前10時20分頃、沖館中学校において、技能労務職員がハンドガイド式の除雪機を使用して校地内の除雪作業を行っていたところ、除雪機の進行方向を変えるため後進させた際に、駐車していた同校教員の自家用車にぶつかり、損傷を与えた事故でございます。

現在、被害の補償について、相手方と協議を行っているところであり、示談が成立しましたら、改めて御報告させていただきます。

なお、補償については、市で加入しております「全国市長会学校災害補償保険」での対応を進めております。

事務局といたしましては、除雪機を使用して校地内の除雪作業を行う際には、事故防止と安全確保に十分留意するよう、改めて各学校に通知したところでございます。

委員長 ただ今の報告につきまして、御意見、御質問等ございますか。無いようですので、次に、青森市小学校給食センター等整備運営事業について、報告をお願いします。

学校給食課長から説明

学校給食課長 青森市小学校給食センター等整備運営事業について、御報告申し上げます。

教育委員の皆様には、本日午前で開催された、青森市小学校給食センターの視察会に御参加いただきましてありがとうございました。

青森市小学校給食センターの整備が完了したことから、今後のスケジュールにつきましては、

- ・従業員の衛生管理や食物アレルギーについての教育研修
- ・調理設備機械の取扱いの研修
- ・4月の献立につちえ、食物アレルギー食も含めた実際の調理リハーサル

などを行うこととし、平成26年4月8日(火)より給食の始まる小学校給食センターの供用開始に向けて準備を進めているところであります。

なお、本日の視察会を欠席された委員の方につきましては、後日、改めて視察会を開催いたしますので、ぜひ参加していただきますよう、よろしく御願いいたします。

委員長 ただ今の報告につきまして、御意見、御質問等ございますか。実に立派な施設を見せていただきました。ぜひ4月からの供用開始に向けてがんばって欲しいと思います。それでは、次に、学校給食における食物アレルギー対応について、報告をお願いします。

学校給食課長から説明

学校給食課長 学校給食における食物アレルギー対応について御説明いたします。

近年、食物アレルギーをもつ児童生徒は増加傾向にあり、学校生活における安全管理の徹底が求められているところでありますが、この度、本市における食物アレルギーをもつ児童生徒の把握、情報管理と連携のあり方、緊急時の対応方法等について、より一層の充実を図るため、青森市学校給食における食物アレルギー対応管理マニュアルを策定いたしましたので、その概要について御報告申し上げます。

A3版の配布資料「青森市学校給食における食物アレルギー対応管理マニュアルの概要」を御覧ください。

まず、本マニュアルは、児童生徒が給食を楽しみ、食を通して成長していくことを目指すという食育の観点から、各学校と教育委員会事務局が一体となり、食物アレルギーをもつ児童生徒へ適切に対応することを目的に作成したものであります。

本マニュアルは、第1章から第3章までの3部構成となっており、第1章では、食物アレルギーの定義、食物アレルギーの病型、アナフィラキシーといった、学校給食関係職員や全教職員が共通理解すべき食物アレルギーの基礎知識を記載しております。

次に、第2章では、本市における全小・中学校共通の食物アレルギーの対応について記載しております。

対応の基本的な考え方といたしましては、財団法人日本学校保健会から発行された『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン』の活用を徹底し、保護者の皆様に、アレルギーの特定や食事療法の必要性の有無を判断するための根拠となる、医師による診断書類である「学校生活管理指導表」の提出をお願いすることとしております。

学校における食物アレルギーへの対応といたしましては、

- 1 つには、アレルギーを表示した献立表の提供、
- 2 つには、児童生徒自身による除去対応、
- 3 つには、献立により弁当やおかずを持参していただく対応、
- 4 つには、小学校給食センターの対象校における食物アレルギー対応食の提供、
- 5 つには、毎日弁当を持参していただく対応、
- 6 つには、牛乳の停止又は牛乳のみの提供、

に分類しております。

学校における管理と対応のポイントといたしましては、児童生徒個人ごとの食物アレルギーの状況や対応について取りまとめた「食物アレルギー個人取組一覧」を作成し、学級担任や養護教諭、給食担当者の連携により、全教職員の共通理解とすること。この「食物アレルギー個人取組一覧」は、学校と学校給食課で情報共有することとしております。

また、学校では、緊急時、速やかに適切な対応をするため、エピペンを処方されているなどの児童生徒については、アレルギー症状への対応の手順やエピペン使用、救急車要請などの緊急時の判断基準を記載した「緊急時個別対応票」を予め整備し、全職員の共通理解のもと、いつでも、だれでも緊急時に適切に対応できるような体制を整えることとしております。

さらに、学校における管理と対応を徹底していくため、校長や給食担当者等を対象に研修会を行うほか、各学校においてエピペンの使い方などの校内研修を行うこととしております。

次に、教室における対応と給食指導では、対象児童生徒の発達段階に応じて、食べてよい食品と食べてはいけない食品の見分け方などの、自己管理能力を育成するよう指導します。

また、教室内には、一般の給食の献立表とともに、アレルギーを表示した献立表を掲示し、児童生徒への周知を図ることとし、対象児童生徒のお代わりは絶対にさせないこととします。

続いて、第3章では、平成26年度から供用開始となります小学校給食センターの対象校において提供する食物アレルギー対応食の実施方法について記載しております。

食物アレルギー対応食は、食品衛生法で表示義務のある7品目、えび・かに・小麦・そば・卵・乳・落花生のアレルギーの原因となる食材を使用しない献立とします。

実施基準につきましては、医師の診断・検査により食物アレルギーと診断されていることや医師から食事療法を指示されていること、アナフィラキシーショックを起こす危険がないことなど、資料に記載のとおり、7つの要件を全て満たす児童を対象としております。

次に、食物アレルギー対応食の配送、受渡し、配膳につきましては、児童の安全を最優先に、一般の給食の混入や誤配送を防止するため、個人用保温容器に入れ、専用の食器類とともに個人専用箱に入れて配送することとしております。

また、個人専用箱には、誤配送を防止するため、学校名、学級名、児童名等を明示することとしております。

さらに、小学校給食センターのアレルギー専用調理室から対象児童の学級担任までの受渡し間違いなく行われるよう、各段階の受取者が「食物アレルギー対応食受渡し確認表」に記名して確認を行うこととしております。

食物アレルギー対応食の調理は、小学校給食センター内の区分されたアレルギー専用調理室で調理することとしており、調理器具等についても、食物アレルギー対応食の調理専用とし、アレルギーの混入を防止することとしております。

また、食器具等の洗浄・保管につきましても、専用の洗浄コーナーで洗浄し、他の食器具等との混在を防ぎ、専用の消毒保管庫で保管することとしております。

また、食物アレルギー対応食の給食費は、一般の給食費と同額としております。

事務局では、食物アレルギー対応の徹底を図るため、各小・中学校にマニュアルを配付す

るほか、2月24日と25日には、各小・中学校の給食担当者及び養護教諭等を対象に説明会を行うこととしており、食物アレルギーをもつ児童生徒に安全・安心な給食を提供するため、各小・中学校と連携し、マニュアルに基づき、学校給食における食物アレルギー対応の徹底に努めて参ります。

以上でございます。

委員長 ただ今の説明につきまして、御意見、御質問等ございますか。

月永委員 このマニュアルが学校に配付されるのはいつでしょうか。

学校給食課長 来週になります。

月永委員 来週、各小・中学校に配付されるということですが、24日と25日に給食担当者及び養護教諭等に説明会を行うこととなっていますが、近々の小・中学校長会でも説明させたいと思っております。

委員長 施設を見せていただいたときに、アレルギー対応食が最大1日120食と聞きましたが、現在対象校30校では平成26年4月ぐらいだとどのくらいの人数を見込まれているのでしょうか。

学校給食課長 ただ今確認作業をしているところでございます。まだ随時受付もしていますので、まだ数字は確定していませんが近々確定する予定でございます。

委員長 わかりました。それでは最後の報告に入ります。青森市浪岡中央公民館改築工事の変更契約の締結について、事務局から報告をお願いします。

浪岡教育課長から説明

浪岡教育課長 青森市浪岡中央公民館改築工事の変更契約について、御報告申し上げます。

平成25年第2回定例会において御議決をいただき進めております「青森市浪岡中央公民館改築工事」につきましては、工事施工上、変更を余儀なくされる事由が生じたことなどから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る1月31日、専決処分により変更契約を締結させていただいたところであります。

お手元の資料をご覧ください。

変更理由でございますが、本工事につきましては、その施工の過程において、基礎工事範囲の地中から、土間コンクリートや基礎コンクリートなど本工事の障害となる想定外のコンクリート構造物が出現し、これらを撤去する必要が生じたものであり、これに係る経費が生じたことから、契約金額を変更することとしたものであります。

このほか、消費税率の改正に関しまして、国の通知により、平成25年10月1日の前日までに契約を締結し、消費税及び地方消費税の税率改正の施行日である平成26年4月1日以後に引渡し予定の工事で、平成25年10月1日以後に変更契約により契約金額を増額する場合における当該増額分につきましては、改正後の消費税率の8%が適用されることとされております。

このことにつきまして、本工事に係る前回の変更契約につきましては、国に準じた本市の「平成25年度公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置」に基づく設計労務単価引き上げによる増額変更のため、平成25年10月8日付けで専決処分をし、同日付けで変更契約を締結したところでありますが、当該増額分については、8%の消費税率を適用すべきところを5%の税率を適用しておりましたことから、3%相当の消費税の差額分を増額するため、契約金額を変更することとしたものであります。

変更契約により増額となる金額は、ただ今御説明申し上げた前回の変更契約に関する消費税差額の24万3,000円を含め、542万7,000円でございますが、前回の変更契約において増額した850万5,000円との合計額は1,393万2,000円で、当初御議決いただいた契約金額6億9,678万円の2.00パーセントに相当するものであり、市長において専決処分にする事項として議会からあらかじめ指定をいただいている「変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないもの」であったことから、専決処分により変更契約を締結したところであります。

なお、平成26年8月31日までとしている工期につきましては、変更ございません。

なお、本案件につきましては、来る2月18日に開催されます文教経済常任委員協議会におきまして、報告案件として御説明させていただくこととしております。

以上でございます。

委員長 ただ今の報告につきまして、御意見、御質問等ございますか。その他皆様からなにかございますでしょうか。

委員長 特に無ければ、次回の定例会の日程について協議したいと思いますので、事務局からお願いします。

総務課長 次回の定例会の開催につきましては、開会日時を3月27日（木）午後3時から、場所は教育研修センター4階第2研修室で開催したいと思いますがいかがでしょうか。

委員長 事務局からこのような提案がありました。委員の皆さま、いかがでしょうか。

各委員了承

委員長 それでは御異議がございませんので、次回は、3月27日（木）開催場所は教育研修センター4階の第2研修室で行いたいと思います。

委員長 先ほど議案第3号から議案第8号につきまして、非公開の会議にすることといたしましたので、青森市教育委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、委員及び事務局職員を除き、傍聴人、記者の皆様は退席をお願い致します。

（別冊 非公開の会議参照）

委員長 以上を持ちまして、平成26年第2回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

平成26年2月17日開催の平成26年第2回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成26年 3月 6日

書 記 金 子 健

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

平成26年 3月27日

署名委員 佐 藤 克 則

署名委員 月 永 良 彦